

|                                |     |
|--------------------------------|-----|
| 第4節 貿易経済協力局                    | 161 |
| 貿易経済協力政策                       | 161 |
| 1. 2020年度の貿易経済協力政策に関する主な動き（総論） | 161 |
| 2. 貿易振興政策                      | 161 |
| 2. 1. 中堅・中小企業の海外展開支援           | 161 |
| 2. 2. 農水産品輸出                   | 161 |
| 3. インフラシステム海外展開                | 161 |
| 4. 通商金融政策                      | 162 |
| 4. 1. インフラ案件形成等事業              | 162 |
| 4. 2. 経済協力ツールを活用した日本企業支援       | 162 |
| 4. 3. 円借款・海外投融資の継続的制度改革        | 162 |
| 5. 貿易保険                        | 163 |
| 5. 1. 引受実績                     | 163 |
| 5. 2. 貿易保険の在り方に関する懇談会          | 163 |
| 5. 3. インフラシステム海外展開の取組          | 163 |
| 5. 4. 中堅・中小企業支援                | 163 |
| 5. 5. 第三国連携の推進                 | 163 |
| 6. 技術・人材協力政策                   | 164 |
| 6. 1. 制度・事業環境整備                | 164 |
| 6. 2. 産業人材育成                   | 164 |
| 6. 3. 社会課題解決につながる海外展開支援        | 164 |
| 6. 4. 高度外国人材の受入れ促進             | 164 |
| 7. 投資促進政策                      | 165 |
| 7. 1. 対内直接投資の促進                | 165 |
| 7. 2. 国内外企業の協業促進               | 166 |
| 7. 3. 国際課税制度に係る環境整備            | 166 |

## 第4節 貿易経済協力局

### 貿易経済協力政策

#### 1. 2020年度の貿易経済協力政策に関する主な動き（総論）

新興国を中心とした世界のインフラ需要は高まりを見せている。これらの旺盛なインフラ開発需要を取り込むことにより新興国の経済発展と我が国の力強い経済成長の両方を実現すべく、政府開発援助（ODA：Official Development Assistance）や、貿易保険等の公的金融機関による支援を最大限活用し、経済協力とインフラシステム海外展開の緊密な連携を図ることは重要である。経済産業省は、我が国産業界や相手国のニーズを踏まえ、円借款、海外投融資、技術協力、貿易保険、民間資金等を有機的に連携させてきた。

また、対内直接投資の拡大は、経営ノウハウや技術、人材などの経営資源の流入を促し、我が国の生産性向上やイノベーション創出、雇用拡大等に資するものである。そこで、政府は、2013年6月に閣議決定された「日本再興戦略」において、2020年までに対内直接投資残高を35兆円に倍増するという目標を掲げ、各種取組を強化しており、2020年末時点での対内直接投資残高は過去最高の39.7兆円となるなど、対内直接投資は増加傾向にある。

あわせて、日本企業の円滑な海外事業活動を確保すべく、経済のデジタル化に伴う国際課税ルールの見直しに係る議論への対応や、租税条約に関する届出書等の電子化、租税条約ネットワークの拡充に向けた分析等を行った。

#### 2. 貿易振興政策

##### 2. 1. 中堅・中小企業の海外展開支援

2020年までに中堅・中小企業等の「輸出額」＋「現地法人売上高」25.6兆円を目標に掲げ、高い技術力を有し、海外市場で十分に勝負できる潜在力を有する中堅・中小企業の海外展開を推進するため、貿易・投資相談など各種支援を実施した。（最新データである2018年度時点で中堅・中小企業等の「輸出額」＋「現地法人売上高」23.7兆円。）

具体的には、2016年2月に設立した「新輸出大国コンソーシアム」にて、企業のニーズに応じ最適な支援機関や支援メニューを紹介するワンストップサービス、海外事業計画の策定支援から現地での商談へのサポートに至るまで国内外での切れ目の無いサポート、現地の市場情報の収

集、規格・規制対応、英文貿易実務などの実務的な個別課題への対応といった支援を実施した。

また、2019年度から本格的に海外の主要ECサイトに設置している「ジャパンモール」を通じて、海外ECサイトによる日本商品の販売支援を実施した。海外のEC事業者が買い取って販売するため、中小企業にとってリスクが低く、継続輸出の可能性が高い取組となった。

さらに、2020年度から新たに「中堅・中小企業輸出ビジネスモデル調査・実証事業」を実施し、ECサイトを運営する国内のプラットフォーム等の海外展開を支援し、プラットフォームに参画する企業等の輸出拡大を促進した。

##### 2. 2. 農水産物輸出

「2030年までに農林水産物・食品の輸出額5兆円」を達成するという新たな政府目標の達成に貢献するため、関係省庁、自治体、業界団体等と一体となって農林水産物・食品の輸出を推進した。

具体的には、2017年4月に設立した「日本食品海外プロモーションセンター（JFOODO）」において、和牛、日本茶など特定の品目について、それぞれのターゲットとなる国・地域に向けたプロモーション戦略を策定し、これを事業者と連携して実行した。

また、5兆円目標の達成に向け、マーケットインで輸出に取り組む体制を整備するため、2020年11月に、内閣官房長官を議長とし、経済産業大臣も構成員である「農林水産物・食品の輸出拡大のための輸入国規制への対応等に関する関係閣僚会議」において、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」を取りまとめ、2020年12月に、内閣総理大臣を本部長とする「農林水産業・地域の活力創造本部」で決定した。

なお、2020年の農林水産物・食品の輸出額は当初の目標であった1兆円には届かなかったものの、9,217億円となり、8年連続で過去最高を更新した。

##### 3. インフラシステム海外展開

拡大する世界のインフラ需要に対し、我が国の質の高いインフラ海外展開を促進することは、我が国の経済成長にとって重要であるとともに、相手国の経済発展にも貢献するものである。他方、昨今は欧米企業に加え価格メリットのある新興国企業との市場競争の激化が顕著になってい

る。2020 年 12 月の経協インフラ戦略会議において、「インフラシステム海外展開戦略 2025」を決定し、(1)カーボンニュートラル・デジタル変革への対応を通じた経済成長の実現、(2)社会課題解決・SDG s 達成への貢献、(3)「自由で開かれたインド太平洋」(F O I P)の実現を目的に、2025 年に約 34 兆円のインフラ受注を目指すことを掲げた。2019 年のインフラ受注実績は約 27 兆円(2020 年は集計中)であり、新たな政府目標を達成するためには、官民がより一層連携し、市場ニーズに即した施策を講じていく必要がある。

経済産業省では、こうした状況を踏まえ、海外企業と連携してコスト競争力等の強化を図り、第三国市場獲得に向けた政府間の協力を推進した。具体的には、2020 年 4 月に「日米戦略エネルギーパートナーシップ(J U S E P)」の枠組みを通じた日米協力の機会や具体例についてのオンライン説明会を実施した。本説明会には、産業界を代表する日米両国のエネルギー・インフラ関連企業から合計約 300 名が参加し、日米協力の推進に向けて協議した。2020 年 9 月には第 7 回 J U S E P 会合が開催され、インド太平洋地域における開かれた競争的なエネルギー市場の維持及びエネルギー安全保障の強化について、日米両国のコミットメントを再確認した。また、2020 年 10 月にベトナムで開催された「インド太平洋ビジネスフォーラム」において、日本、米国、豪州の 3 か国が協力・支援するパラオ光海底ケーブルプロジェクトを発表した。日本は、自由で開かれたインド太平洋の実現に向け、引き続き米国や豪州をはじめとする関係国と連携しつつ質の高いインフラ支援に取り組んでいくことを発表した。2020 年 12 月には「日米越 L N G フォーラム」をオンラインにて開催した。自由で開かれたインド太平洋の実現に向け、日米越の 3 か国の政府関係者、産業界等から約 450 名が参加し、ベトナムがエネルギー転換を実現していく中で、L N G の果たす役割の重要性を確認するとともに、ベトナムにおける L N G 関連ビジネスへの投資機会の拡大について認識を共有した。加えて、ベトナムにおいて日米協力を進める上での課題や必要となる支援策についても議論した。

さらに、新たなインフラ分野への展開の一環として、スマートシティの海外展開を支援した。2020 年 12 月に第 2 回日 A S E A N スマートシティ・ネットワークハイレベル会合を国土交通省に協力する形で開催した。また、経済産

業省では、A S E A N 地域において、事業実施可能性調査(F S)を通じたスマートシティ案件支援を実施した。

#### 4. 通商金融政策

経済産業省は、外務省、財務省と 3 省体制で、円借款や J I C A 海外投融資に関し、制度創設・改善、個別案件への供与方針決定等を行っている。

##### 4. 1. インフラ案件形成等事業

2020 年度は、アジアやアフリカを中心とする旺盛なインフラ需要を取り込みつつ、日本企業の優れた技術を途上国開発に役立てるため、個別インフラ整備案件の F S を実施した。

具体的な案件として、アンゴラ「アンゴラ・カビンダ州 M a l e m b o 発電所電源増強可能性調査事業」、フィリピン「フィリピン・再エネハイブリッド技術を活用した電力事業の実現可能性調査」等を実施した。

##### 4. 2. 経済協カツールを活用した日本企業支援

アジアやアフリカを中心とする新興国の成長を取り込み日本経済の活性化につなげるため、円借款、特に我が国の優れた技術を途上国開発に活かす本邦技術活用条件(S T E P : Special Terms for Economic Partnership)・タイド条件を効果的に用いることが重要である。

2020 年度には世界全体で 43 件の円借款を供与しているが、そのうちフィリピン「セブ・マクタン橋(第四橋)及び沿岸道路建設事業」等 4 件において S T E P ・タイド条件を適用した。

また、J I C A 海外投融資については、ブラジル「北東部クリーン電化事業」をはじめ、本格再開後、45 件の供与実績がある。

##### 4. 3. 円借款・海外投融資の継続的制度改革

「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」の一環として、円借款の迅速化や S T E P の制度改革を行っている。2020 年度には、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受ける発展途上国における経済活動の維持、又は活性化に貢献し、日本経済を下支えすることを目的として、「新型コロナウイルス感染症危機対応緊急支援円借款」を創設した。また、J B I C における先議を含む J I C A 海外投融

資の審査プロセスについて、産業界の意向を踏まえつつ、日本企業のニーズに透明性と予見可能性をもって迅速に対応するために、運用の見直しを行い、民間企業との不必要な内談や、JICA・JBIC間の非公式協議の廃止、及びJBICにおける先議の前倒しにより、全体期間を大幅に短縮した。

これらの制度改善により、発展途上国の多様なニーズに対応することが可能になるとともに、我が国のインフラシステム海外展開の更なる拡大も期待される。

## 5. 貿易保険

貿易保険は、日本企業の対外取引（輸出、投資、融資等）に関して、通常の保険によって救済することができないリスクを、国の信用力や交渉力に基づき長期間にわたり収支相償を前提にカバーする保険である。貿易保険では、「非常危険」（戦争、内乱、外貨送金停止等の相手国政府のリスク）と「信用危険」（プロジェクトの破綻等の相手企業のリスク）を引き受ける。貿易保険業務については、各国とも国の事業として実施・強化しており、我が国においては、貿易保険法に基づく特殊会社として、株式会社日本貿易保険（NEXI）が保険業務を実施している。

### 5. 1. 引受実績

2020年度は、アフリカ輸出入銀行向け融資案件、スウェーデンにおけるNorthvoltリチウムイオン電池製造工場建設プロジェクト案件等、計約6.1兆円の貿易保険の引受を行った。

### 5. 2. 貿易保険の在り方に関する懇談会

2020年秋、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行により日本企業の対外取引に影響が生じたことや、貿易立国から投資立国への転換など対外取引の在り方が変化していることを踏まえ、貿易保険制度上の課題について検討を行うため、「貿易保険の在り方に関する懇談会」を開催し、（1）新型コロナの影響により顕在化した課題と対応、（2）新型コロナ以外に予見されるリスクへの対応、（3）利用者ニーズの変化等を踏まえた制度と実態の乖離への対応、の3つの観点から議論を行った。議論を踏まえて、貿易保険として制度の見直しが必要と考えられる項目、及び現行制度の枠組みの中で運用の改善が必要と考えられる

項目を整理し、ビジネスリスクに制度・運用の両面から対応するとともに、攻めのSDGs投資等を促し、日本企業の競争力強化を強力に後押しすることが必要である旨の取りまとめを、2020年11月に行った。

### 5. 3. インフラシステム海外展開の取組

「インフラシステム海外展開戦略2025」（3. 参照）に基づき、NEXIではカーボンニュートラルやデジタル分野等における産業競争力向上、価値共創パートナーとの国際連携、社会課題解決やSDGs達成への貢献等の重点分野について、積極的な案件形成を支援するため、2020年12月、「LEAD（Leading Technologies & Businesses, Environment & Energy, Alliance, Development）イニシアティブ」を創設した。

### 5. 4. 中堅・中小企業支援

NEXIが2011年度から構築している「中堅・中小企業海外展開支援ネットワーク」は日本全国47都道府県全域に拡大し、提携金融機関数は計110となった（2021年4月時点）。

こうした取組等を背景に、中堅・中小企業及び農林水産業従事者向けの保険商品「中小企業・農林水産業輸出代金保険」の2020年度引受金額は増加し、140億円を超えた。引受件数は3,000件を超えている。

また、2020年度は貿易保険の情報に手軽にアクセスできるよう、商品概要や利用方法等を紹介する動画を作成し、ホームページ上で公開を行った。

加えて、中堅・中小企業が海外進出を検討する際に取引先候補の情報収集に役立つよう、NEXIは2021年1月に特定国・特定セクターの海外商社（バイヤー）情報一覧の無料提供を開始した。

### 5. 5. 第三国連携の推進

日本企業の他国企業との第三国における事業展開を支援するため、NEXIは、2020年度に、中東欧、中央アジア及び北アフリカ地域等の市場経済への移行支援と民間プロジェクトへの投融資を行う国際開発金融機関である欧州復興開発銀行（EBRD）、世銀グループであり発展途上国の民間プロジェクトに投融資を行う国際金融公社（IFC）と協力覚書を、世銀グループであり、政治的リ

スクや非商業的リスクから生じた損失に対する補償を提供する多数国間投資保証機関（MIGA）との間で共同支援案件における協力や定期協議を含めた包括的な協力協定を、それぞれ締結した。

## 6. 技術・人材協力政策

技術・人材協力政策では、日本の技術や技能、知識の移転を通じて、発展途上国の技術水準の向上と日本企業の海外展開促進のため、発展途上国の社会・経済の開発の担い手となる人材育成支援等を行っている。

2020 年度は、東南アジアやアフリカをはじめとした発展途上国の開発課題解決と日本企業の海外展開促進のため、発展途上国における制度・事業環境整備や産業人材育成、社会課題解決及び高度外国人材に係る事業を実施した。また、有識者会議「今後の海外産業人材協力の在り方勉強会」を立ち上げ、今後の政策方針として、「技術協力の手法については、遠隔指導ツールの活用などのアップグレードを進めるとともに、技術協力の内容について、デジタル及びカーボンニュートラル分野の産業人材育成に重点的に取り組んでいく」という方針を打ち出した。

### 6. 1. 制度・事業環境整備

主に発展途上国の業界団体等を対象に指導や啓発を行うことにより、発展途上国における貿易投資促進に資する制度・事業環境整備を行った。

2020 年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し従来の対面指導に加え、遠隔指導を実施した。製造業基盤人材育成支援（インドネシア）、産業高度化支援（タイ）、建物及び空調設備のトップランナー制度普及支援（ブラジル）、組込みエンジニア育成支援（スリランカ）、生産性向上支援（エチオピア）等について 3,669 名の研修生に対しオンラインによる遠隔指導を実施し、196 名の研修生に対し専門家派遣による研修を実施した。

### 6. 2. 産業人材育成

発展途上国の産業技術水準の向上や経済発展に寄与するとともに、日本企業の海外展開に必要な現地拠点を強化するため、発展途上国における民間企業等の現地産業人材の育成を行った。具体的には、特定の技術や知見を有する日本企業の専門家を発展途上国の企業に派遣する専

門家派遣事業、発展途上国から民間企業等の技術者や管理者を研修生として受入れる、受入研修を実施した。また新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、オンラインによる研修等も実施した。

2020 年度は、インドネシア、ベトナム及びフィリピン等東南アジアを中心に、主に自動車関連、建設業、電器関係及び産業機械といった分野を対象に、94 名の研修生を受入れたほか、6 名の専門家派遣（うち 1 名はオンライン指導）、オンラインによる研修を約 5,200 名に対し実施した。

また、ASEAN 諸国等の大学で日本企業と連携した実務教育を含む寄附講座の開設や、モディ首相が唱える「メイクインインド」「スキルインド」への貢献として、インド国内において日本式ものづくり学校（JIM）寄附講座（JEC）への取組を実施した。

2020 年度は新たに 1 社が JIM を開講し、合計 14 社となった。また、2020 年度は新たに約 200 名のインド人の若者が将来の現場リーダーを目指して学び始めた。

### 6. 3. 社会課題解決につながる海外展開支援

発展途上国における社会課題の解決及び中小企業の海外展開の促進を目的として、中小企業が現地の大学・企業等と共同で取り組む、発展途上国における社会課題解決につながる製品・サービスの開発等の支援を実施した。

2020 年度は、ガーナ等のアフリカを中心に、日本の安全性の高い建設仮設足場の普及事業や、有機ごみとプラスチック混合ごみの分散・低炭酸化リサイクル事業といったビジネスモデルを支援した。

### 6. 4. 高度外国人材の受入れ促進

#### （1）高度外国人材活躍推進プラットフォームの動向

2018 年 6 月に閣議決定された「未来投資戦略 2018」に続き、2019 年 6 月の「成長戦略フォローアップ」でも、国際的な人材獲得競争が激化する中、高度な知識・技能を有する外国人材にとって我が国の生活・就労環境や入国・在留管理制度等がより魅力的となり、かつ、これらの人材が長期にわたり我が国で活躍できるよう、政府横断的に取組を進めていくとされた。

2018 年 12 月、関係省庁連携の下、JETRO を事務局として始動した「高度外国人材活躍推進プラットフォーム」

のポータルサイトの関連施策情報やセミナー、ジョブフェアなどのイベント情報の充実を図った。また、2019 年4月に高度外国人材の採用に高い関心を持つ日本企業の情報掲載を開始したことに加え、7月には留学生と企業が直接接点を持てるよう、留学生の就職支援に積極的に取り組んでいる大学の情報掲載を開始した。

さらに2019年4月から、高度外国人材の活用に課題を抱える中堅・中小企業を対象に、専門相談員による伴走型支援を開始し、2021年3月末までに延べ397社に継続的な情報提供・相談対応を実施した。

2020年度は高度外国人材を採用した後の日本企業内での活躍支援に重点的に取り組み、中堅・中小企業向けの活躍支援教材や支援機関向け指導カリキュラムを作成した。

## （２）国際化促進インターンシップ

日本の中堅・中小企業に対し、国内外の市場における新たな商機の獲得やイノベーションの創発を実現するため、発展途上国出身の外国人材を一定期間受け入れるインターンシップの機会を提供した。

2020年度は、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行拡大による影響を考慮し、ベトナム、インドネシア、マレーシア、インド、タイの外国人材と日本企業の間でオンラインインターンシップを実施した。参加した外国人材は日本で働くにあたって有用なビジネスマナー等に関する研修を受講して日本企業で働くことに対する理解を深めるとともに、日本企業に対しては異文化コミュニケーションに関する研修を実施する等、外国人材の受入体制の整備及び海外ビジネス展開のための意識改革を行った。

## （３）海外ジョブフェア

高度外国人材の我が国への受入れを推進するため、海外在住の外国人材の採用に関心がある日本企業を対象に、海外3か国（マレーシア、インドネシア、インド）にてオンラインジョブフェアを実施した。

ジョブフェア開催後は、今後、日本企業が自力で海外の高等教育機関において高度外国人材の採用活動ができるよう、現地の大学当局等とのオンライン交流会を開催し、日本企業の海外における現地高等教育機関とのコネクション形成を支援した。

## ７．投資促進政策

### ７．１．対内直接投資の促進

#### （１）対内直接投資の現状

2020年末の対内直接投資残高は、前年比（金額ベース）で5.8兆円増加し39.7兆円となったものの（参照：図 対日直接投資残高とGDP比率の推移）、対GDP比率では国際的に極めて低い水準にあり、2020年時点で、イギリスの81.4%、米国の51.6%、フランスの37.3%、ドイツの27.9%、韓国の16.2%に比べ、日本は7.4%にとどまっている（参照：図 主要国の対内直接投資残高GDP比率（2020年末））。

図 対日直接投資残高とGDP比率の推移

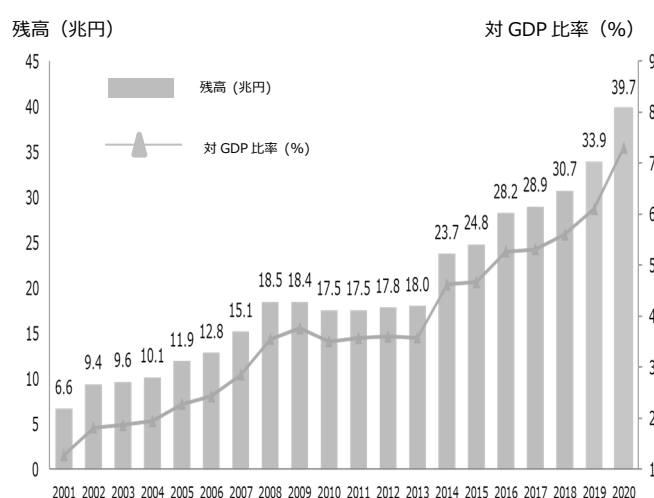
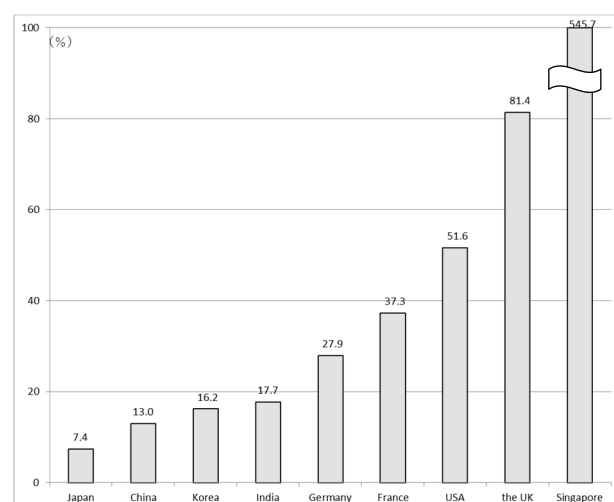


図 主要国の対内直接投資残高GDP比率（2020 年末）



#### 【出所】

日本：（残高）財務省「対外資産負債残高統計」、

（GDP）内閣府「国民経済計算」

各国：UNCTAD “World Investment Report 2021”

外国企業誘致にあたっては、引き続き政府一丸となって、外国企業向けの投資環境、外国人向けの生活環境整備等に取り組み、諸外国に遜色ないビジネス環境を整備することが必要である。

## （２）対内直接投資の促進に向けた動き

海外の優れた人材や技術を日本に呼び込み、雇用やイノベーションの創出を図るため、政府は「日本再興戦略」において、2020年までに対内直接投資残高を35兆円に倍増するという目標を掲げた。

2020年度は、外国企業誘致体制整備のため、前年度に引き続き、企業誘致に関する豊富な知識と経験を有する「誘致専門員」等をJETROの国内外事務所に配置し、能動的な誘致活動を展開した。

また、2018年度に開始した「地域への対日直接投資サポートプログラム」において、外国企業の投資による地域への新たな経営資源の流入等を促すため、関係府省庁及びJETROが連携して、地方公共団体等による外国企業誘致活動（誘致計画策定、情報発信、個別案件誘致等）をきめ細かく支援している。支援対象自治体は当初、28であったが、2020年度に2自治体が加わり、30自治体となった。さらに、「地域への対日直接投資カンファレンス（RBC: Regional Business Conference）」を東北地域（福島県・仙台市）、京阪神地域（京都府・大阪府・兵庫県・京都市・大阪市・神戸市）の2か所でオンラインにて開催した。経済産業省・JETROの支援により、地方自治体が外国企業と地域企業とのマッチングなどを実施し、地域の魅力的なビジネス環境を世界に向けて発信した。

また、地域への対日直接投資を促進するため、外国企業誘致に積極的な地域において、複数の自治体の行政手続や優遇措置に精通し、地場企業とのネットワークを有する「外国企業誘致コーディネーター」を引き続きJETROに配置したほか、地方自治体等の誘致担当者が、外国企業誘致に対する理解を深め、企業誘致に必要なスキルや知見を取得するための実務者向け研修事業を実施した。

外国企業が抱える課題解決に向けた取組としては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、2020年6月に「外国企業ヘルプライン」をJETROに導入し、既に日本に進出している外国企業を対象に、日本国内ビジネスに関連する相談対応を行った。加えて、それら外国企業の国内に

おける人材確保を支援するため、外国人留学生やグローバル人材とのオンラインでの交流会を開催した。

## 7. 2. 国内外企業の協業促進

グリーン・デジタル等重要分野における日本企業と海外企業のマッチングや協業を促進し、オープンイノベーションを実現するため、「Japan Innovation Bridge（J-Bridge）」を2021年2月JETROに立ち上げた。国内において海外スタートアップ企業等との協業に関心のある企業（中堅・中小企業を含む）を発掘するとともに、米国、欧州、ASEAN、インド、イスラエル、豪州においてヘルスケア、モビリティ、アグリテック、スマートシティ、小売、カーボンニュートラル分野で有望なスタートアップ企業等を発掘し、マッチングや面談支援等を行った。これら企業を「J-Bridge」会員とし、会員向けの支援として、関心のある企業同士の面談のアレンジ、土業専門家による新規ビジネス支援等を行った。また、イベント・セミナーを通じ外国企業との協業のベストプラクティスの普及に努めるとともに、海外企業・日本企業が登壇するピッチイベントを主にASEANにおいて合計50回行った。

## 7. 3. 国際課税制度に係る環境整備

### （１）グローバルな潮流と国内制度整備

従来の国際課税ルールが経済のデジタル化に対応できていないとして、OECDを中心として、BEPS包括的枠組み（130か国・地域以上が参加）における見直しの議論が進められている。国際的な議論では、2つの柱からなる議論が進められている。具体的には、物理的拠点（PE）の有無に関わらず一定の売上のある市場国に課税権を配分する「第1の柱」、国際的に定める最低税率未満の国の海外子会社が稼得した所得を親会社の居住地で合算課税する「第2の柱」が検討されている。2021年半ばまでの国際合意を目指して議論が進められている（2021年3月末時点）ところ、今後、国際合意がなされた場合には、各国において国内法化に向けた検討が進められることが見込まれ、我が国のグローバル企業にも影響が生じることが想定される。

こうした観点から、2020年度において、2021年半ばに見込まれる国際合意や、その後の国内法化においては、我

が国企業に過度な負担を課さないよう配慮しつつ、国際競争力の維持・向上につながるものとすべく取り組むよう税制改正要望を行った。

また、デジタル課税に関するOECDの国際的議論の国内法化を含め、国内及び海外事業における外国企業との公平な競争環境に資する国際課税の在り方について、産業実態を踏まえて議論すべく、2021年3月に「デジタル経済下における国際課税研究会」を設置した。

さらに、新型コロナウイルスの感染拡大を踏まえてリモートワーク環境を整備する等の観点から、租税条約に関する届出書等の提出について、電子提出が可能となるよう税制改正要望を行った。具体的には、書面での提出とされていた租税条約に関する届出書等及びその添付書類について、一定の要件を満たす場合に、書面での提出に代えて電子でも提出できるようにする措置を講じた。

## （２）海外における事業環境整備

昨今、新興国を中心とした進出先国において日系企業が不当な課税を受ける事例が増加しており、現地における事業環境及び利益の再投資に悪影響を与えている。そのため、日系企業が多く進出している国の税制、執行実務、現地日系企業が直面する二重課税等の税務上の課題等に関する調査及び整理を実施した上で、オンラインセミナー等を通じて周知活動を行った。

また、進出先国における事業環境整備を進めるためには、租税条約ネットワークを拡充し、海外子会社からの投資所得（配当・利子・ロイヤルティ）等に対する源泉税率の減免、海外での事業活動における課税範囲の明確化、税務紛争を解決する仕組みの構築等を図ることが重要である。そのため、産業界のニーズも踏まえつつ、新規締結や改正を進めていく国・地域の選定に向けた分析を行った。

2020年度においては、租税条約の改正につき3か国（ジョージア、スイス及びウクライナ）との間で正式交渉を開始し、2か国（ジョージア及びスイス）との間で実質合意に至った。また、4か国（セルビア、モロッコ、ジョージア及びスイス）との間で新規・改正の租税条約に署名し、3か国（ジャマイカ、ウズベキスタン及びペルー）との間で新規・改正の租税条約が発効した。